



ツアー参加の皆さん！ 添乗員の皆さん！ バス乗務員の皆さん！

旅行会社の添乗員には18時間働こうが19時間働こうが時間には関係なく約9000円（日当国内平均）ほどの定額しか支払われてないことはご存知でしたか？

法律では8時間労働制が決まっています。（労働基準法第32条）ところが、ほとんどの旅行会社では添乗員に対して、仕事が特殊だから「事業場外みなし労働時間制」を適用するので、8時間制の労働時間法規を全く守らず、どんなに長い労働時間に対しても定額の日当しか支払わずにいます。

「事業場外みなし労働時間制」とは？
労基法第38条の2には「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場がいずれ業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときには、所定労働時間労働したものとみなす」とあります。

しかし、旅行会社は事前にスケジュールの時間を決めているのです。出発時間・途中でのトイレ休憩・目的地に到着する時間・目的地での時間配分・食事の時間・最終到着時間が管理されています。添乗員は決められたスケジュールや時間を守るための「旅程管理主任者」です。そして、予定時間の遅れや事故やトラブルの時には必ず旅行会社に報告し指示を仰ぎながら業務を遂行しています。旅行会社の「業務の具体的指示」のもと携帯電話などを利用して添乗員の労働時間は完全に管理されているのです。

ブログ＜労働相談センター・スタッフ日記＞ぜひご覧ください！
派遣添乗員についての記事を載せています。携帯からも見られます。



http://blog.goo.ne.jp/19681226_001/

厚生労働省はすでに「次の場合は、みなし労働時間制の適用はないものとする」（昭和63年1月1日の基発1号）とし、「事業場外で業務に従事するが、無線やポケットベル等によって随時使用者の指示を受けながら労働している場合」と通達をだしています。

昨年三田・中央・新宿労働基準監督署は、相次いで、「添乗員にみなし労働時間を適用することは許されない」「労働時間の管理を行え」との是正指導を複数の大手旅行会社に行っています。しかし旅行業界はまだこの労基署の是正指導を拒み続けています。

一日も早くこの異常な「みなし労働」＝超長時間労働を撤廃させましょう！
ぜひ皆さんも添乗員の労働条件改善のために、あなたの力をかして下さい！

組合についてのお問い合わせは

全国一般東京東部労組HTS支部

東京都葛飾区青戸3-33-3

電話03-3604-5983 FAX03-3690-1154 メール：toburoso@ka2.so-net.ne.jp

担当：長崎・菅野・須田まで

